

労働者数50人未満
の事業場の方へ

職場の健康づくりと

産業保健活動を応援します!!

職員の健診結果を
そのままにして
いませんか…?



健診結果が届いたら
ステップ1.2.3へ…

ステップ1

医師の意見聴取を申し込みます

ご利用は
全て無料です

事業主は、健康診断の結果、異常所見があった労働者の、健康を保持するために、**医師から意見を聴く必要**があります。その意見を踏まえ労働者に対して**適切な措置**を行ってください。

〈措置の例〉

- ・就業区分(通常勤務、就業制限、要休業)
- ・措置の内容は、労働時間の短縮、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、保健指導などです。

- ※ ・労働安全衛生法により**義務付け**られています。
・健診後、**3か月以内**に**毎年行う必要**があります。

ステップ2

健康相談を利用します

♪労働者のこころとからだの健康管理は大丈夫ですか?
担当者に健診データを改善するポイントなど健康管理の情報をお伝えします!!

♪ 健診結果や職場環境に
応じた改善の取り組みを
一緒に考えませんか!!

♪ 自分にあった生活習慣を
手に☆入れるチャンスです!!

ステップ3

事業場訪問を利用します

♪保健師・労働衛生工学専門員が職場を訪問し、職員の健康管理、作業環境管理の助言を行います。また、個別に健診結果に基づき保健指導も行います。希望により健康講話も。

必要時

面接指導を

長時間労働者やストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者に対し、医師が面接を行います。

ぜひ、申し込みを!!

新発田地域産業保健センター

一般社団法人新発田北蒲原医師会内

〒957-8577 新発田市本町4丁目16-83 (裏面地図参照)

問合せ：月～金曜日 13:00～16:00 電話 0254-23-8366

ホームページ <https://www.niigatas.johas.go.jp> 新潟産業保健 検索

対象地域

新発田市・聖籠町・
阿賀野市・胎内市・
村上市・関川村

裏面参照

ご利用の流れ

問合せ

◆ご利用にあたっては、事前に下記までお気軽にお問い合わせください。

☎ : 0254-23-8366 平日 13時～16時



◆申込書を提出してください。

申込書はこちらから



👁 独立行政法人 労働者健康安全機構「新潟産業保健総合支援センター」

<ホームページ> <https://www.niigatas.johas.go.jp> 新潟産業保健 検索
相談のご案内> 地域窓口(地域産業保健センター)> 新発田地域産業保健センター

申込み

健康診断結果についての医師の意見聴取をご希望の場合

※下記の書類を揃えて提出してください。(窓口へ持参又は郵送)

1. 利用申込書  (PDF または Excel シート) に記載
2. 産業医指導証明書(Word) に記載 ( 記入例参照)
3. 健康診断結果の写し (有所見者のみ)

その他、ご希望のサービスに併せて、別途必要書類の提出をお願いします。

日程等の調整

◆面談場所・日程の調整をいたします (*事業所に近い場所を調整)

- ① 相談窓口 (新発田地域産業保健センター)
- ② 医療機関 (当センターの登録産業医が所属する医療機関)
- ③ 村上支所 (村上市岩船郡医師会館)

相談 面接

◆面接会場にて事業場担当者に就業判定の結果や指導内容を説明し、書類を返却いたします。

訪問

◆希望や必要に応じ、事業場を訪問し従業員の健康相談等いたします。